

加諫言候。承引不仕候は、頭々へ令相談、頭より可致異見候。其上にも不所存候者、急度相糺、越度可申付事。

附、家中之せがれ共之儀、親の教戒正しからず、又は其身心得あしく、武業令疎略、不作法者有之候者、其品により親之遺知申付間敷候間、人々覺悟專要之事。

一、諸殺生を好申者は、不調法之至に候。但爲強盛打差相越儀は、可爲各別事。

一、跡々申出候へ共、此節に候間、彌、儉約可相守之候。武具、馬具等分限相應に可所持候。尤兵の勢に候へば、可致奇麗候。併無益之物數寄華美をつくさず、應分限不足無之様に、連々可相調候。常々帶する刀、脇指、其拵同事可守此旨事。

附、付合之節料理不出候而不叶砌は、如跡々汁一菜に可仕候。且又酒不可出候。夜會之節、湯漬飯、香物之外無用に候。他客に候者酒二篇可出之、祝儀振廻は、一汁二菜に酒三篇たるべき事。

一、侍之本意を取失ひ、我意を恣にし、佞奸之手段を以、己が利する處をたくみ、家老・用人等へ取入、心に不應者

を虚説を申出、能者を惡敷申かすめ、傍輩之間を申妨るもの於在之は、諸士へこらしめのため、刑罰可申付事。

一、向後諸士共、由緒有之者は勿論之儀に候。祿之輕重、其筋目によらず、人之器量に隨而、段々分明に急度其品可申付候間、自今以後武士道之行儀作法正敷執行、全可相嗜儀專一に候事。

右之條々堅可相守之、若し令違背、第一家業を取失、不義奸佞をかまへ申もの於有之は、組頭者頭之者たりといふ共、急度可申付候。聊用捨を加間敷候。長家之儀は、代々數百年來、武之譽を以家名と致す處に、武士之格式を取失ひ、諸士之作法猥に於有之は、對先代不孝と云、殊更武家之耻辱不過之、畢竟作法之緩なるにより、家風みだるべきと令了簡候。向後急度其作法可相糺之條、堅其慎可爲肝要者也。

亥三月三日

右法度書、年曆未詳といへども、家風の正しき事知られけり。舊藩十二世金龍公が文政の初め諸士への教諭書にも、長甲斐守の家中の風儀を可見習と載せ給へりと、或老人いへ

り。金澤執政の面々等數家ありといへども、長家は其の家格甚だ異りしとぞ。

○長谷部信連傳

長谷部氏の遠祖は、古事記に、建内宿禰之子波多八代宿禰者、長谷部君之祖也。と見え、能登國鹿嶋郡二宮へ、長氏より預けられたりといひ傳ふる信連の肖像にも、波多八代宿禰命右兵衛尉長谷部信連と記しありといへり。混見摘寫に、長谷部信連が子孫、今姓を源氏とするは、大和源氏宇野家より長家へ養子と成りて相續するの故有りて、夫より源氏とすといへり。水戸の儒士森尚謙の考説に、長谷部信連舊記日次類を考ふるに、源頼親の子孫といふ事何書にも見當らず。父は東鑑に長馬新大夫爲連と見え、長門本平家物語には長右馬允忠遠とありといへり。されば長は長谷部の略稱にて、馬は右馬允の略稱なる事いぢるし。然るを長氏の舊士河内山昌胤貞享年中の筆記に、信連は遠州長と云ふ處の出生なるが故に家號とす。信連の父爲連を長馬新大夫と號する長馬は、參河國の在名なるよし、父の覺書有之。と云へり。後人附會の妄説といふべし。さて信連が事は、

百練抄に、治承四年五月十五日。法皇第三宮號三條宮。新院御倉。弟以仁。改源以光。配流土佐國。依有謀反之聞也。檢非違使源兼綱・右尉源光長等參向御在所追之。而右兵衛尉長谷部信連相禦之間。光長郎等四人死去。宮密々遁出。令向園城寺給。と見え、山槐記には、治承四年五月十五日丙寅。高倉宮有配流之事。檢非違使兼綱・光長。向三條北高倉西亭。皆閉門。無答之人。仍光長令踏開高倉西北門之間。右兵衛尉信連射之。被疵者有兩三人云々。とあり。平家物語には、御所の御留守には、長兵衛尉長谷部信連をぞ被置ける。信連が其の夜の裝束には、薄青の狩衣の下に、萌黃匂の腹巻を着て、衛府の太刀をぞ帶したりける。三條面の惣門をも、高倉面の小門をも、共に開きて待懸けたり。案の如く、源大夫判官兼綱・出羽判官光長、其の勢三百餘騎、十五日の子刻に宮の御所へぞ押寄せける。源大夫判官は、存する旨有りと覺えて遙かの門外に控へたり。出羽判官光長は乍乘門の内へ打入れ、庭に控へ大音聲を揚げて、宮の御謀叛既に露れ、土佐の畑へ移し參らせんが爲に、別當宣を承つて御迎に參りて候。とう／＼御出候へと申しければ、信連大床に立つて、